

令和3年度第4回いじめ防止対策協議会配布資料

いじめの重大事態調査に係るアンケートの調査結果の概要

I 調査の趣旨

いじめの重大事態への対応について、様々な指摘がなされており、特にいじめの重大事態を円滑かつ適切に実施するために改善や充実を図る必要がある。

そのため、いじめの重大事態調査に関する教育委員会の現状を把握することを目的として、本アンケートを実施した。

II 調査対象 各都道府県・政令指定都市教育委員会
※都道府県：47自治体、政令指定都市：20自治体

III 調査項目（調査対象）

- 1 自治体規模等について
- 2 いじめの重大事態調査の実施前の段階において
- 3 いじめの重大事態調査の実施段階において
- 4 都道府県教育委員会による市町村教育委員会への支援について
※本項目については、都道府県教育委員会のみを対象。
- 5 その他



【調査結果のポイント】

1 自治体規模等について

- 本アンケート調査の対象である自治体（以下、「自治体」という。）を6つに分類したところ（※）、所管している学校数が100校未満で、調査の経験が10未満である自治体のカテゴリーが最も多かった。また、**調査中の事案も含め、重大事態調査数の約3割が、被害児童生徒・保護者からの申し立てがあった**ものであった。

（※）所管している学校数で3つに分類し、3つのグループを重大事態調査の経験に応じて2つに分け、自治体を6つに分類した。

2 いじめの重大事態調査の実施前の段階において

- 約9割の自治体で重大事態調査のマニュアル・フロー図が存在しており、その多くは、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等を参考に作成されていた。
- 約9割の自治体が、重大事態調査を実施する第三者委員会を附属機関として常設していた。また、その大半は、職能団体から推薦により、人員、調査組織の公平・中立性の確保に努めていた。
- 学校主体調査の委員会に加わる専門家として、調査時に職能団体から推薦を受けた委員、SC、SSW、学校医が多かった。
- 約6割の自治体が、重大事態調査の予算を当初予算として、事前に確保していた。一方で、事前に確保できていない自治体からは、**重大事態が突発的事案であるため、予算計上が難しいとの回答がいくつか見受けられた**。
- 調査委員の報酬について、多くの自治体が条例、執行基準に基づいて設定しており、必ずしも職能団体における業界水準の報酬と同等であると限らないと伺える。
- 重大事態調査開始の判断から、**第1回の調査委員会の開催までの課題として、「調査委員の選出」と回答する自治体が最も多く、これに続いて、「委員の日程調整」、「調査への児童生徒や保護者への理解が得られない」との回答が多かった**。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の学校現場への浸透について、約6割の自治体が浸透していると回答した。
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に記載されていないために、**適切に対応できなかった事象として、「保護者の申し立てのみ（例：卒業後など事案発生から時間が経過しているもの等。）で対応する困難さ・過度な要求」を始めとした様々な回答が見受けられた**。

3 いじめの重大事態調査の実施段階において

- 調査報告書のフォーマット等を事前に用意している回答した自治体は約4割であった。また、フォーマット等を作成している場合、過去の報告書等を参考にしながら、教育委員会で作成しているとの回答が多かった。
- 調査における事務局としての教育委員会の役割として、「委員との連絡調整」との回答が最も多く、**課題として、日程調整、記録の整理、事務量の多さを挙げる自治体が多かった**。
- 調査の実施にあたり、加害児童生徒や職員への聴取方法やケアに関するマニュアルがあると回答した自治体は約3割であった。

- 被害児童生徒への調査実施中の経過報告に関する事前の検討について、「適宜実施している」との回答が最も多く。また、検討内容として、「調査日程、調査内容、調査方法等」との回答が最も多かった。
- 調査報告の公表に関する規定等を策定している自治体は、約2割であった。また、公表の範囲、内容、期間について、事案による対応という回答が最も多かった。
- 調査対象校における再発防止策の実施における教育委員会の支援について、「報告書を活用した指導・研修等」との回答が最も多かった。また、再発防止策の自治体内への他の学校への周知の方法について、研究会や協議会等を挙げる自治体が最も多かった。
- 調査内容（ヒアリング、調査資料等）における課題として、**「関係児童生徒及び保護者の聞き取り調査の拒否や非協力等」との回答が最も多く**、この他に、**「調査結果に納得が得られない・処罰感情が強い等」**、**「公平性・中立性の担保」**など様々な回答が見受けられた。
- 報告書の作成における課題への自治体の回答として、**「事実認定等の困難さ」が最も多く**、**「調査の長期化」「調査を理解してもらえない困難さ」という回答が続いて多かった。**

4 都道府県教育委員会による市町村教育委員会等への支援について

- 市町村教育委員会が重大事態調査を実施する際の各都道府県教育委員会への支援について、「相談があった場合に指導助言」との回答が最も多かった。また、調査委員会の委員の選定の際の職能団体の紹介や、各都道府県教育委員会からの知見のある職員へ派遣を行っているとの回答もいくつか見受けられた。
- **私立学校等による重大事態調査の実施に対する各都道府県教育委員会の支援について、「今までの実績がない」という回答が最も多かった。**

5 その他

- いじめの重大事態調査に関する学校や学校の設置者における体制面や運用面における課題として、**「複数案件を実施するための専門家の確保や事務局の体制整備」を挙げる自治体が最も多く**、これに続いて、**調査の長期化・複雑化、財政事情、事務量の多さなど様々な回答があった。**
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に加えて、**「手順書、補足マニュアル、解説書等」が存在すると活用や参照しやすいとの回答が最も多い。**また、この他に、「対応事例集」、「Q&A」と回答する自治体も多かった。

【調査結果の総括】

- 調査結果からは、いじめの重大事態調査の課題として、調査委員を含む人材の確保、調査の長期化・複雑化に耐え得る体制や関係児童生徒や保護者への対応を挙げる自治体が多かったとうかがえる。このため、今後のいじめ防止対策協議会においては、これらの課題を踏まえながら、とりまとめの方向性について、議論していく必要がある。